特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータの暗号化を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格に外部からの侵入防止対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。

・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共 団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

茨城県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和7年1月31日

項目一覧

I 基本情報		
(別添1)事務の内容		
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
Ⅳ その他のリスク対策		
V 開示請求、問合せ		
VI 評価実施手続		
(別添3) 変更箇所		

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 住民基本台帳ネットワークに関する事務 ①事務の名称 住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及 び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図 り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する 制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増 進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであ り、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理 の基礎となるものである。 具体的に茨城県では、住基法及び茨城県住民基本台帳法施行条例の規定に従い、特定個人情報を 以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への 通知 ③茨城県知事から本人確認情報に係る茨城県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部 署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人 ②事務の内容 ※ 確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における 附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行 うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及 びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の 附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る 以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場 合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とす る。)には、個人番号は含まれないが国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に 限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、 都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構 への通知 ③茨城県知事から附票本人確認情報に係る茨城県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの 附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 5機構への附票本人確認情報の照会 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 ③対象人数 30万人以上] 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	
	2 茨城県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 茨城県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった 当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に基づく本人確認情報を都道府県 知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	
	3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。	
	4 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	
	5 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	
	6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[]その他()	

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 茨城県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 茨城県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 茨城県の他の執行機関へは他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、茨城県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 : 附票本人確認情報検索 : 附票本人確認情報検索 : 所票本人確認情報検索 : 所票本人確認情報検索 : 所票本人確認情報を表し、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	
	「一」桂却担併さい「ローケンフェノー・「一」 こっちま作シフェノ	
	[] 情報提供ネットワークシステム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等	
.	[] その他 (
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

茨城県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のとおりの必要性から取り扱

・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理 を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワーク に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新 の本人確認情報を管理する。

②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイル を更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

- ③茨城県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。
- ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。
- ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確 認情報を検索する。
- ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。

①事務実施上の必要性

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

茨城県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り 扱う。

・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市 町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理すること を目的として、以下の用途に用いられる。

①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区 域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。

②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情 報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

③茨城県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応 じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存 本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。

⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。F16 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。

②実現が期待されるメリット

住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求めら れていた書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担が軽減(各機関を訪問し、証明書 等を入手する金銭的、時間的コストの節約)されることに加え、行政側においてもより正確な本人確認 の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。

また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政 事務の効率化に資することが期待される。

住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

第7条(住民票の記載事項)

- ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)
- 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)
- ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)
- ・第30条の15(本人確認情報の利用)
- ・第30条の15の2第2項及び第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等)
- ・第30条の22(市町村間の連絡調整等)
- ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
- ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
- ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)

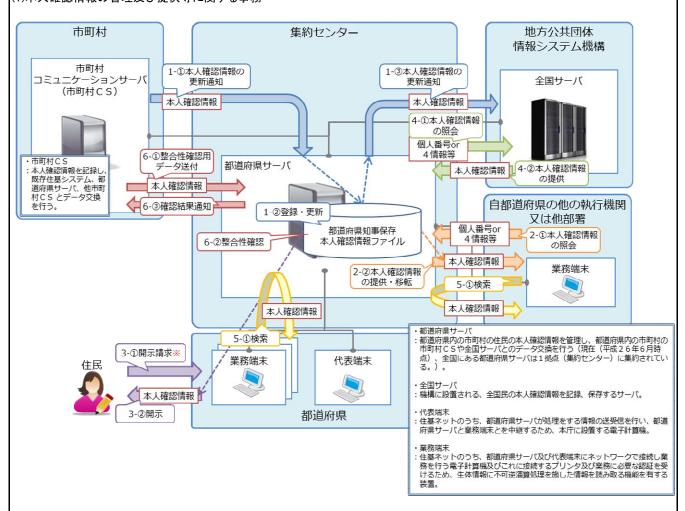
5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠		
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	茨城県総務部市町村課、茨城県政策	企画部情報システム課
②所属長の役職名	市町村課長、情報システム課長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1)事務の内容

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注)図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを指す。

(備者)

- 1 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 2 茨城県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-①茨城県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②茨城県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の 本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※茨城県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合 (一括提供の方式(注1)により行う場合)には、茨城県の他の執行機関又は他部署において、業務端末を操作し、媒体連携(注2)に より行う。
- (注1)茨城県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都 道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- 3 本人確認情報の開示に関する事務
- 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)。
- 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4 機構への情報照会に係る事務
- 4-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5 本人確認情報検索に関する事務
- 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
- 6 本人確認情報整合
- 6-①市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。
- 6.附票本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票 本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③. 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象と	なる本人の数	<選択肢>
③対象と	なる本人の範囲 ※	茨城県民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。) された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本 人確認情報ファイル)において茨城県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民 全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録さ	れる項目	<選択肢>10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年6月29日
⑥事務担当部署		茨城県政策企画部情報システム課

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元 ※	[]行政機関・独立行政法人等 ()		
①人士元	**	[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (茨城県内の市町村)	
		[]民間事業者 ()	
		[]その他()	
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方	:±	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②八十万	江	[]情報提供ネットワークシステム	
		[O] その他 (市町村CSを通じて入手する。	
③入手の	時期•頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
		住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人へ	多本人への明示 都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。		
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において茨城県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	_	
	使用部署	茨城県政策企画部情報システム課	
⑦使用の主体	主体 使用者数	<選択肢> (選択肢> (1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方	ī法 <mark>※</mark>	①市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ②茨城県の他の執行機関又は他部署から住基法及び茨城県住民基本台帳法施行条例の規定された事務について、本人確認情報の照会要求を受け(茨城県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→茨城県の他の執行機関又は他部署)。 ③住民からの開示請求に基づき(住民→茨城県窓口(市町村課)→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ④4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ⑤都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合 ※	①都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ②④茨城県の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ③請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ⑤市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 ⑥茨城県の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を利用する際、対象者の4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 <mark>※</mark>	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当なし。
9使用開	始日	平成27年6月29日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託(D有無 <mark>※</mark>	[委託する 3 (選択肢> 2) 委託しない (1) 件 (1) 件 () (()) ())	
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
	及いを委託する特定個 プアイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
<選択肢>		「 10.1 ± 世 1 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託業者が決定した際には、本県の入札情報サービスシステムにて公表する予定。	
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
未	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	

委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (3)件 [O]移転を行っている (1)件	
提供・移転の有無	[] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期·頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	

提供先2~5		
提供先2	茨城県の他の執行機関(茨城県教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 茨城県住民基本台帳法施行条例第3条	
②提供先における用途	住基法別表第6及び県条例に掲げる、茨城県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処 理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項 に基づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期·頻度	茨城県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時	
提供先3	住基法上の住民	
提供先3 ①法令上の根拠	住基法上の住民 住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
-		
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	
①法令上の根拠 ②提供先における用途	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人、よ満 2) 1万人、以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [2. ③対象となる本人の範囲」と同上 []情報提供ネットワークシステム	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙 []その他 ()	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙 []その他 ()	

移転先1	茨城県の他部署(茨城県の各県税事務所など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 茨城県住民基本台帳法施行条例第2条	
②移転先における用途	住基法別表第5及び県条例に掲げる、茨城県知事において都道府県知事本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に 基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
(O)1946/J/A	[] フラッシュメモリ [〇] 紙	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期·頻度	茨城県の他部署からの検索要求があった都度、随時	
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又は/パスワード)による認証が必要となる。 ・茨城県においては、業務端末を施錠管理及び入退室管理された部屋に保管する。業務端末へのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。					
②保管期間	期間	<選択肢>					
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令 第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。					
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。					
7. 備考							

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢>
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。
	その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉【 10項目以上50項目未満 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号
	その妥当性	・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関 等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルか ら個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		令和6年5月27日
⑥事務担当部署		茨城県政策企画部情報システム課

3. 特定個人情報の入手・使用					
			[]本人又は本人の代理人		
			[]評価実施機関内の他部署 ()		
@1 T =	- \\		[]行政機関・独立行政法人等 ()		
①入手元 ※			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)		
			[]民間事業者 ()		
			[O]その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番) 号を抽出する場合がある)		
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	,	
②入手方	-:±		[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム		
企 八十八	J /A		[]情報提供ネットワークシステム		
			[]その他 ()		
			戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する	0	
③入手の)時期∙頻	i度	※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに限求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	関し	
			法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村		
			通じて入手し、機構に通知する必要がある。		
			また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。		
④入手に	-係る妥当	当性	※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票=ドに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供すことができるとされている。		
			※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が認られており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障は一度も発生していない。	構じ	
			都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。	よ第	
⑤本人へ	の明示		※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30億	条	
			の44の6第3項に明示されている。		
⑥使用目的 ※ 変更の妥当性			本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の 附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。	カ	
			※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに		
			求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務ついて提供する場合がある。	別こ	
		妥当性	_		
	>	使用部署	茨城県政策企画部情報システム課		
⑦使用の		使用者数	〈選択肢〉 1)10人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上		

⑧使用方法 ※		・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。				
情報の突合 ※		·都道府県知事保存保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。				
	情報の統計分析 ※	該当なし。				
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。				
⑨使用開始日		令和6年5月27日				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件			
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務			
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。			
	及いを委託する特定個 プアイルの範囲	〈選択肢〉 [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	 <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上			
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。			
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢>(選択肢>10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上			
	モ先への特定個人情報 レの提供方法	[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()			
⑤委詞	毛先名の確認方法	委託業者が決定した際には、本県の入札情報サービスシステムにて公表する予定。			
⑥委 詞		地方公共団体情報システム機構(機構)			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾			
86	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報 係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対 とする。			
委託事項2~5					
委託	事項6~10				
委託	事項11~15				
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 [O]移転を行っている (1)件					
(在供·物料の有無	[] 行っていない					
提供先1	茨城県の他の執行機関(茨城県教育委員会など)					
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用)					
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。					
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上					
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線					
○ +□ /# + :+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙					
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)					
⑦時期·頻度	茨城県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。					
提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15	提供先11~15					
提供先16~20						

移転先1		茨城県の他の執行機関(茨城県教育委員会など)				
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用)				
②移転先における用途		住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。				
③移転する情報		住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの 求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項 に基づく経過措置である。				
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢>				
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上				
		[]庁内連携システム []専用線				
⑥移転方法		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
①19年4月1日		[] フラッシュメモリ [] 紙				
		[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
⑦時期·頻度		茨城県の他部署からの検索要求があった都度、随時				
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15	5					
移転先16~20)					
6. 特定個人情	情報の保管・	消去				
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・茨城県においては、業務端末を施錠管理及び入退室管理された部屋に保管する。業務端末へのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。				
②保管期間	期間	<選択肢>				
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。				
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。				
7. 備考						

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25.旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
- ア 附票本人確認情報
- 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他
- 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

2. 特定個人情報の人士	(情報提供イットソーグンスナムを通じた人士を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。						
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保 する。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置 の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措 置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] (当まれている 2)十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 犋	定個人情報の使用						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措 置の内容		宛名管理システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの代表端末又は業務端末から宛名システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名管理システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。					
		都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。					
		なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。					
	で使用するその他のシ における措置の内容	(1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外 転出者に係る個人番号を連携する場合。					
		(2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又 は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個 人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。					
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーサ	デ認証の管理	<選択肢> 行っている					
	具体的な管理方法	生体認証(静脈)による操作者認証を行う。					
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法		・ユーザIDを付与するに当たっては、退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限は、次年度に繰り越さない管理を実施している。 ・次年度も継続利用する場合は、登録申請書に基づく有効期限延長手続きを行う。 ・システム管理者(政策企画部情報システム課長)は、付与されたユーザIDの現状確認を随時実施し、利用状況(実績)を把握している。 ・アクセス権限の設定状況について、システム管理者はユーザ管理簿に記録を残す。 ・記録した管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。					
アクセス権限の管理		(選択肢>(では、					
	具体的な管理方法	・システム管理者は、操作者の権限等に応じ、システム管理者(情報システム課)、拠点管理者(出先機関の操作者管理者)、操作者に分けてアクセス権限が付与されるようユーザ登録情報を管理する。・システム管理者IDは、担当者及び副担当者に限定して付与している。・システム管理者は、不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。					

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
	具体的な方法	・本庁におけるシステム操作者は、業務端末を利用するに当たって、入退室管理簿に所属、氏名、利用時間を記載する。 ・出先機関におけるシステム操作者は、業務端末を利用するに当たって、本人確認情報利用状況報告書に利用状況を記載し、セキュリティ責任者(所属長)の確認を受ける。また、自所属以外の職員や委託業者の出入りの際は、訪問記録簿に所属、氏名、利用時間等を記載する。・システム管理者は、本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。・システム管理者は、不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。・システム管理者は、バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。				
そのイ	也の措置の内容					
リスク	2への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	13:従業者が事務外で	使用するリスク				
リスク	パに対する措置の内容	・本庁のコンピュータ室に設置された端末を操作するに当たって、入退室する際にその記録を記録するとともに、貸与された専用のカードを用いて入退室する。 ・システム管理者は、システムの操作履歴(操作ログ及びアクセスログ)を記録する。 ・システム管理者は、不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容		システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルの複製をしないよう、職員・委託先等に対し指導する。				
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、5分間以上本人確認情報を表示させない。 ・ログインしたままの離席禁止について、研修会等で周知徹底を図っている。
- ・代表端末は、特定のパスワード付きUSBのみ接続可能とし、その他の業務端末は、USBポートガードを取り付けて物理的に接続 不能としている。
- ・USBの接続禁止について、研修会等で周知徹底を図っている。
- ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーは、操作者が取得できないよう機能を制限する。 ・印刷する際は、事前にセキュリティ責任者(所属長)の承認を得て、印刷後に印刷件数を記録する。
- ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。
- ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)にお いて、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づ き平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの 情報保護管理体制の確認 運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認めら れるとともに、プライバシーマークの付与を受けている。 ・委託業者に対しては、契約書において個人情報取扱特記事項を定めている。必要に応じ、委託先に 対し、従業員に対して必要な教育及び啓発を義務付けている。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1)制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファ イルの閲覧や更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のた め特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を 行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧や更新もで 具体的な制限方法 きない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを 媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人 情報にアクセスできず閲覧や更新もできない。 く選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のた め特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を 行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧や更新もで きない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを 媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人 具体的な方法 情報にアクセスできず閲覧や更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体 については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェック し、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理 的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約セン ターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1) 定めている 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記し ている。 委託先から他者への 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリ 提供に関するルール ティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により の内容及びルール遵 「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報 守の確認方法 告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを 契約書上明記している。 委託元と委託先間の 提供に関するルール ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再 の内容及びルール導 委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている 守の確認方法

特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・委託先への特定個人情報の更新及び閲覧権限を付与していないため、消去は障害対応及び機器更新時のみとなる。なお、消去した結果は、データ消去証明書等の提出を義務付け、それをもって確認する。 ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	<選択肢> [定めている] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	・業務従事者名簿の提出 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢>
	具体的な方法	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。
その他の措置の内容		_
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
44-4-10		ルの子デー・ハーフェの他のリフトながてのリフトにサーフ世界

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っている ほか、随時業務状況を確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)							
リスク1: 不正な提供・移転が	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供·移転 の記録	[記録を残	している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
具体的な方法	際に、提供・移転の なお、システム上、 も記録を残す。	D記録(提供· 提供·移転に 民基本台帳》	移転日時 二係る処理 去に規定・	、操作者等)をシステム を行ったものの提供・移 する本人確認情報の保証	番号、4情報等)の提供・移転を行う 上で管理し、7年分保存する。 転が認められなかった場合について 隻に関する規程(平成14年8月5日訓		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定め ⁻	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					者に付与する権限の範囲は、当該 者はアクセスできない仕組みとする。		
その他の措置の内容	「コンピュータ室等 有する者を厳格に			しを制限する。	を扱うシステムへのアクセス権限」を		
リスクへの対策は十分か	[十分 ⁻	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われる	らリスク					
リスクに対する措置の内容	住民基本台帳ネッ防止する。 なお、全国サーバ 手先への情報の摂また、自都道府県 連携を行う必要が 回線連携を用いる テムを含む。)への	トワークシスと都道府県サ 提供はなされっの他の執行をある場合には場合、都道所 ある場合には場合とになる。 リアクセスは、、	テムを用いた。 ナーバの間ないことが 数関への打き、逐一出 ま、東サーバ 共有フォ	いることにより、不適切な の通信では相互認証を ジステム上担保される。 是供及び他部署への移動 力の記録が残される仕 、の代表端末又は業務 いずだけに制限する。ま	云のため、媒体へ出力する又は回線		
リスクへの対策は十分か	[十分 ⁻	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている			
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリス	ク、誤った相	手に提供	移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	する。 ・誤った相手に提信 相手方(全国サー	元から指定共・移転してしバ)と都道所	された検う まうリスク 守県サーバ	表条件に基づき得た結果 7への措置	とを適切に提供・移転することを担保 思証を実施しているため、認証できな れる。		
リスクへの対策は十分か	[十分 ⁻	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置							

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[0]接続しない(入手)	[0] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[٠ ـ ـ ـ	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない:	方法によって入手が行われるリス	ク		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] .	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	せしてしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	」 」との接続に伴うその他のリスク及	びそのり	リスクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去								
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・	滅失•毀損!	ノスク						
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府桥	幾関ではない	١	J .	<選択肢> 1)特に力を入れて遵 3)十分に遵守してい		2) 十分に遵守して 4) 政府機関では7	
②安全	全管理体制	[十分に	整備している	3] .	<選択肢> 1)特に力を入れて整 3)十分に整備してい		2) 十分に整備して	ている
3安全	全管理規程	[十分に	整備している	3	. [<選択肢> 1)特に力を入れて整 3)十分に整備してい	を備している ない	2) 十分に整備して	ている
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に	周知している	3		<選択肢> 1)特に力を入れて馬 3)十分に周知してい		2) 十分に周知して	ている
⑤物፤	里的対策	[十分に	行っている]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな		2) 十分に行ってし	る
				(の集約セン	ターに	おいて	、監視カメラを設置し	してサーバ説	设置場所への入退室	≧者を特
			管理する。 府県サーノ	(の集約セン	ターに	おいて	ては、サーバ設置場所	斤、記録媒体	の保管場所を施錠	管理す
	具体的な対策の内容			、監視カメラ 退室者を特!			ドキーを利用して、端 ろ	末設置場所	、USBメモリ等記録	媒体の
		•茨坳	誤において	は、端末設	置場所	, USB	メモリ等記録媒体の			
			人退室者に 認を行う。	こついては、	サーバ		への電子記録媒体等	の機器類の	不要な持込みがなり	いか、都
⑥技 術	析的対策	[十分に	行っている]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな		2) 十分に行ってし	る
	具体的な対策の内容	•茨坳	誤において	、専用回線	の利用	、ウイ	こ、ファイアウォールを ルス対策ソフトの定 ファイアウォールを導	朗的パターン		
7/15	ックアップ	[十分に	行っている]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	fっている い	2) 十分に行ってし	る
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に	行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	fっている	2) 十分に行ってし	る
施機関	去3年以内に、評価実 引において、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生なし]			<選択肢> 1)発生あり	2)	発生なし	
	その内容	_								
	再発防止策の内容	_								
10死者	皆の個人番号	[保管	している]		<選択肢> 1)保管している	2)	保管していない	
	具体的な保管方法					死亡に	ニよる消除後、住基法 (150年間)保管する		0条の6(都道府県1	における
その他	也の措置の内容	_								
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	十分である	

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	た対する措置の内容	更新が行	われる仕組みとなっ	ているた	め、古い情報のまま保管され	住基ネットを通して本人確認情報の いることはない。 認情報が最新であるかどうかを確
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	73:特定個人情報が消	去されずし	ハつまでも存在する	リスク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	施行令第 ・磁気デンントにより ・帳票にできない。 ・USBメモ	(30条の6)に定める イスクの廃棄時は、草 ができないようにする リデータを消去したう ついては、必要最小 ようにする。	保存期間 原用ソフト る。なお、! えで、物理 限の作成 の都度、内	引を経過した後に自動で消去 によるデータ消去、物理的粉 県代表端末等の磁気ディスク 里的に破壊する。 とし、廃棄時には、裁断、溶 引部のデータを消去し、廃棄時	者の本人確認情報は法令(住基法するシステムとする。 み等を行うことにより、内容を読みかについては、職員がデータ消去ソ 解等を行うことにより、内容を確認 は職員が物理的破壊を行うことに
その化	他の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	個人情報の保管・消去に	おけるそ	の他のリスク及びそ	のリスクに	に対する措置	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSから の附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村 対象者以外の情報の入手を CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真 防止するための措置の内容 正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われることが前提 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。 必要な情報以外を入手する 法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保 ことを防止するための措置の する。 内容 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。 その他の措置の内容 <選択肢>] 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク 附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 リスクに対する措置の内容 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行 機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。 <選択肢> 十分である [1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード 入手の際の本人確認の措置 等)の提示を受け、本人確認を行う。 の内容 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。 市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保す 個人番号の真正性確認の措 る。 置の内容 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。 システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に消除されている者に対 して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 特定個人情報の正確性確保 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 の措置の内容 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確 保されている。 システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・ その他の措置の内容 手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認す く選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の

漏えい・紛失の防止に努める。

・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講 じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアク

リスクに対する措置の内容 セスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。

都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附 票全国サーバとのデータ交換を行う。

データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データ の盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。

リスクへの対策は十分か	[十分である		・ E入れている 2)十分である 残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じ	た入手を除く。)における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特	定個人情報の使用						
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名う置の内	ノステム等における措 1容	宛名管理システムに共有フォルダを作成し、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して附票連携システムに照会を実施する。附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)から宛名システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名管理システムから附票都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。					
	で使用するその他のシ における措置の内容	附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。					
		(2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外 転出者に係る個人番号を連携する場合。					
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	【 十分である					
リスク	2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ューサ	デ認証の管理	(選択肢>行っている] (選択肢>(選択肢>(型) 行っていない (選択肢)					
	具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。					
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
	具体的な管理方法	・ユーザIDを付与するに当たっては、退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限は、次年度に繰り越さない管理を実施している。 ・次年度も継続利用する場合は、登録申請書に基づく有効期限延長手続きを行う。 ・システム管理者(政策企画部情報システム課長)は、付与されたユーザIDの現状確認を随時実施し、利用状況(実績)を把握している。 ・アクセス権限の設定状況について、システム管理者はユーザ管理簿に記録を残す。 ・記録した管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。					
アクセ	:ス権限の管理	(選択肢> 「 行っている] (選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
	具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてア プリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。					
特定侧	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない					
	具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文 書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。					
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	<選択肢> <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)理解が疎されている 2)十分である					

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 特定個人情報ファイ	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	ンステム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導す る。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> インタン				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。
- ・附票都道府県サーバの代表端末及び業務端末(都道府県サーバと共用する。)のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置
- ・ ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)にお いて、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する 業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づ 情報保護管理体制の確認 き平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの 運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認めら れるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1 1)制限している 2)制限していない 覧者・更新者の制限 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 (「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」に関する記載例) ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情 報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認 具体的な制限方法 業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に 暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧ノ 更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを 媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人 情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 ・契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のた め特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を 行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧や更新もで きない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを 媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人 具体的な方法 情報にアクセスできず閲覧や更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体 については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェック し、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理 的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約セン ターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている Γ 1 1) 定めている 2) 定めていない ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記し ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリ 委託先から他者への ティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により 提供に関するルール 「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結 の内容及びルール遵 守の確認方法 果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを 契約書上明記している。 委託元と委託先間の ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再 提供に関するルール の内容及びルール遵 委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。 守の確認方法

特定值	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・データか紙かを問わず、廃棄の際・特定個人情報と同様、保管期間のまた、委託契約の報告条項に基づき、必要があれば当県職員が現地調査すいで開票都道府県サーバの運用及び監・委託契約上、委託先である機構に提存期間が過ぎた際に、システムにて自・バックアップ媒体については、「運用たとき、管理簿に理由を明記し、媒体約上、委託先である機構に提供された廃棄することを規定する。・委託契約の報告条項に基づき、月2000000000000000000000000000000000000	を、システムにて自動半保管し、保管関制が過 保管し、保管期間が過 は廃棄履歴を作成し保 い過ぎたバックアップを、 、定期的に特定個人情 はこともする業務」に関 は間がでいる。 は間がでいる。 は引き続きでして、「 は引き続きで一タ保管 に特定個人情報ファイル なの完了届において、特	ぎているものを外部業者にて溶解処理 存 システムにて自動判別し消去 報の取扱いについて書面にて報告させ、 引する記載例) 報ファイルについては、本人確認情報の保		
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	#は日で受ける。また、必要があれば、 用されているか確認する。 [定めている]	→ 「実験員又は監査法」 <選択肢> 1)定めている	へなどの第三者が現地調査し、過止に達		
ж.е. _	規定の内容	・業務従事者名簿の提出 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持・特定個人情報の目的外利用の禁止・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託 ・委託契約終了後の特定個人情報の・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を	千先の責任 返却又は廃棄 を求める規定	里措置を義務付ける。		
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい			
	具体的な方法	を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人の閲覧・更新・削除等を行わない)業務で、委託元は、委託を受けた者に対してれるよう必要かつ適切な監督を行って	在認情報に係らない(値を対象としている。 、委託元自らが果たす 、いる。再委託を行う場	保護の条項を設けており、従事者への周知 直接附票本人確認情報にアクセスできず、 べき安全管理措置と同等の措置が講じら 合は、委託元がその必要性を厳しく審査 務付け、必要かつ適切な監督を行ってい		
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 課題が残される	こいる 2) 十分である こいる		
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っている ほか、随時業務状況を確認する。

5. 特定個人情報の提供 移	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[」提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転も記録を残す。 ※保存期間は、住民基本台帳法に規定する本人確認情報の保護に令第11号)第9条に基づき、7年間とする。	が認められなかった場合について
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認めら について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転でき 備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシる者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて媒体へのデー立会う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータ、 附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互きない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保さまた、自都道府県の他の執行機関への提供及び他部署への移転の連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組を回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務システムを含む。)へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。電端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内のネットワを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。	人情報の提供を防止する。 「認証を実施しているため、認証でいるため、 いため、媒体へ出力する又は回線みを構築する。 易端末から庁内システム(宛名管理また、附票都道府県サーバの代表
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置:システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果をする。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置:附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証い相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される:回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業る。)から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセスはまた、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信	を実施しているため、認証できなる。 務端末(都道府県サーバと共用す 、、共有フォルダだけに制限する。 ーバと共用する。)と庁内のネット
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(対する措置	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[0]接続しない(入手)	[0] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[٠ ـ ـ ـ	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない:	方法によって入手が行われるリス	ク		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] .	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	せしてしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J -	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	」 」との接続に伴うその他のリスク及	びそのり	リスクに対する措置	

7. 犋	定個人情報の保管・	消去							
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・	滅失・毀損リ	スク					
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機	と関ではない かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	`	」 <選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に遵守し		2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	· •
②安全	全管理体制	[十分に	整備している	3	」 <選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に整備し		2) 十分に整備している	· •
3安全	全管理規程	[十分に	整備している	3	3) 十分に整備し	て整備している ていない	2) 十分に整備している	·
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に	周知している	3	3) 十分に周知し		2) 十分に周知している)
⑤物理	里的対策	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って「		2) 十分に行っている	
				の集約セン	ターにお	いて、監視カメラを認	と置してサーバ語	设置場所への入退室者を	特
			管理する。 [府県サーハ	「の集約セン	ターにお	いては、サーバ設置	場所、記録媒体	xの保管場所を施錠管理	す
	具体的な対策の内容			、監視カメラ 退室者を特別			、端末設置場所	「、USBメモリ等記録媒体	の
		•茨城	県において	は、端末設置	置場所、	USBメモリ等記録媒体			
			入退室者に 認を行う。	:ついては、	サーバ室		本等の機器類の	不要な持込みがないか、	. 都
⑥技 律	析的対策	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って		2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	茨城	県において	、専用回線(の利用、	いて、ファイアウォー ウイルス対策ソフトの て、ファイアウォールを	定期的パターン		
7/19	ックアップ	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている いない	2) 十分に行っている	
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている	2) 十分に行っている	
施機関	去3年以内に、評価実 肌において、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2)	発生なし	
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_							
10死者	皆の個人番号	[保管し	ていない]	<選択肢> 1) 保管している	2)) 保管していない	
	具体的な保管方法	_							
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている 2) ている) 十分である	

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	た対する措置の内容	他部署等	からの求めにより提	供・移転さ		自都道府県の他の執行機関又は り提供・移転先で情報を受領でき 新される必要はない。
リスク	つへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	73:特定個人情報が消	去されずし	いつまでも存在するリ	スク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	定個人情・磁気ディクまうにする。 ・帳頭切に が適切に ・ が適切に	報を、システムにてEスクの廃棄時は、要こその記録を残す。 ヨソフトによるフォーマンいては、要領・手順なされていることを通	自動判別し領・手順報 マット、物理 書等に基 動時確認す	ン消去する(消去されたデータ 書等に基づき、内容の消去、 里的粉砕等を行うことにより、 づき、帳票管理簿等を作成し 「るとともに、その記録を残す	破壊等を行うとともに、磁気ディス 内容を読み出すことができないよ 、、受渡し、保管及び廃棄の運用
そのイ	他の措置の内容	_				
リスク	2への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定	個人情報の保管・消去に	こおけるその	の他のリスク及びその	のリスクに	対する措置	

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査	
①自ご	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	年に1回、住基ネットのシステム管理所属が住基ネット利用端末設置所属に対し、セキュリティ対策を含めた自己点検の実施を依頼する。自己点検通りの運用がなされていることについて、外部監査時や内部監査時に住基ネットのシステム管理所属の職員の立ち会いのもと、チェックをする。
②監査	查	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	 ・外部監査 年に1回、住基ネット利用端末設置所属に対し、外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・内部監査 必要に応じ、住基ネット利用端末設置所属に対し、内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
2. 従	É業者に対する教育・	B発
従業を	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	・住基ネット端末を利用する所属の職員を対象に、年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの利用における留意事項、操作方法及びセキュリティ対策に関する研修を実施する。研修会資料はグループウェア上にアップロードし、研修会を受講できなかった職員も適宜同内容を確認するようにしている。・住基ネット関係規定等に反した職員は、懲戒処分の対象となりうる。
3. そ	の他のリスク対策	

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課					
②請求方法		住民基本台帳法に基づく開示請求					
	特記事項	根拠法令等:住民基本台帳法、茨城県住民基本台帳法等施行細則					
③手数料等		【 有料 】 (選択肢> 1)有料 2)無料 自己の本人確認情報の開示に係る費用については、前納とし、開示に (手数料額、納付方法: 係る書面1枚につき10円とする(茨城県住民基本台帳法等施行細則第) 8条)。					
④個人情報ファイル簿の公 表		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報					
	公表場所	行政情報センター(県庁舎3階)					
⑤法令による特別の手続		_					
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等							
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
①連絡先		〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課 029-301-2457 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部情報システム課 029-301-2546					
②対応方法		問合せについては、対応の記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。					

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価								
①実施日	令和5年12月22日							
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)							
2. 国民・住民等からの意見の聴取								
①方法	茨城県ホームページ、行政情報センター(県庁舎3階)、各県民センター県民福祉課及び県立図書館において全項目評価書を公開し、電子メール、郵送又はFAXにて意見を受け付けた。							
②実施日・期間	令和5年9月15日(金)から令和5年10月20日(金)まで 36日間							
③期間を短縮する特段の理 由								
④主な意見の内容	・評価書の記載事項に係る詳細の確認 ・情報漏えい事案の発生防止に係る意見							
⑤評価書への反映	意見募集の結果を公表する際に、意見に対する県の考え方を説明した。(評価書への反映事項なし。)							
3. 第三者点検								
①実施日	【諮問】令和5年11月17日 【答申】令和5年12月11日							
②方法	茨城県情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。							
③結果	本評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、特定個人情報保護評価指針に定める実施 手 続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であることを認めるとの答申が行われ た。							
4. 個人情報保護委員会の	D承認 【行政機関等のみ】							
①提出日								
②個人情報保護委員会によ る審査								

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(市面道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存) 第30条の44の6第3項(都道府県知事保存) 附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)・第7条(住民票の記載事項)・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)・第30条の1(通知都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府県以外の都道府銀の条例13(都道府県以外の都道府銀の条の15(都道府県以外の都道府銀の条の15(都道府県の大使認情報の提供)・第30条の15(本人確認情報の提供等)・第30条の15(本人確認情報の利用)・第30条の2(古町村間の連絡調整等)・第30条の2(古己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の34(自己の本人確認情報の開示)・第30条の34(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事後	住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル Ⅱ-2 (5)保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	同法が令和6年5月27日に施 行されたため。
令和7年1月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル Ⅱ-3 ③使用開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	同法が令和6年5月27日に施 行されたため。